



市 章

大津市公報

令 和 7 年 4 月 1 日
号 外 （第 21 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 20 大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則…………… 1
- 21 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 22 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 23 大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 24 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
- 25 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 26 大津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………12
- 27 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則……………13
- 28 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………13
- 29 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………13
- 30 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………26
- 31 大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………36
- 32 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………36

○ 告 示

- 104 包括外部監査契約の締結について……………41
- 105 平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）の一部改正……………41
- 106 令和7年度の一般廃棄物処理実施計画について……………42
- 107 平成21年告示第26号（大津市屋外広告物条例第5条に規定する市長が指定する区域等について）の一部改正……………42
- 108 公募対象公園施設を設置する区域の変更について……………42

規 則

大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第20号

大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大津市庁舎管理規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号を次のように改める。

(4) 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）第2条第3号に規定する不当要求行為を行う者

第6条第1項中第7号を第11号とし、第6号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 職員の承認を得ず、撮影、録音、放送その他これらに類する行為をする者

第6条第1項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 大津市役所の開庁時間に関する規則（令和元年規則第52号）に規定する開庁時間以外の時間において、正当な理由なく庁舎にとどまる者

(6) 庁舎内の秩序を乱す次に掲げる行為を行う者

ア 執務の妨害となる行為

イ 大声をあげ、乱暴な言動をする等著しく静穏を害する行為

ウ 他人に嫌悪の情を催させる行為

エ 他人に恐怖の念を抱かせる行為

(7) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをする者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第21号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を削り、第20条中「第17条」を「前条」に改め、同条を第18条とする。

第21条第1項第1号中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項第2号中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条第5項中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2項中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第20条とし、第23条を第21条とする。

様式第7号を削る。

様式第8号中「第21条関係」を「第19条関係」に、「第21条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第21条関係」を「第19条関係」に、「300円」を「350円」に改め、「及び手数料の返還」を削り、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第21条関係」を「第19条関係」に、「第21条第5項」を「第19条第5項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第22条関係」を「第20条関係」に、「第22条第2項」を「第20条第2項」に改め、同様式を様式第10号とする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第22号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第15条第1項中「表示板（様式第2号）を、次に定めるところにより、事前協議書を提出する前に掲出」を「事前協議書を提出する前に、表示板を次に掲げるところにより掲示」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の規定による表示板の記載事項」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の表示板には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業計画の名称及び概要
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 事業の内容
- (4) 事業者及び設計者の住所、氏名及び電話番号
- (5) 事業の予定期間
- (6) 掲示を行う日

第23条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「同条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第8号」と、同項第3号」を「同条第1項第3号」に、「それぞれ」を「、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条第1項において準用する第15条第1項」と」に改め、同条第5項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

第30条第1項中「同条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第11号」と、同項第3号」を「同条第1項第3号」に、「それぞれ」を「、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条第1項において準用する第15条第1項」と」に改める。

第32条の5第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、「「様式第2号」とあるのは「様式第12号の4」と、」を削り、「するまで」との次に「、同条第2項中「前項」とあるのは「第32条の5第1項におい

て準用する第15条第1項」とを加え、同条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同条第3項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

第104条第1項第1号イ中「K0102の62」を「K0102－3の21」に改める。

別表第6第1項第2号の表及び第3号の表中「大腸菌群数（単位：1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位：1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「3,000」を「800」に、「K0102の62」を「K0102－3の21」に改める。

別表第7第1項第1号の表備考第6項を次のように改める。

6 測定方法は、次に定めるとおりとする。

物質名	測定方法
アクロレイン	日本産業規格（以下この表において「規格」という。） K0089に定める方法
アンチモン及びその化合物	規格K0102－3の21に定める方法
塩化水素	規格K0107に定める方法
塩素	規格K0106に定める方法
水銀及びその化合物	規格K0222に定める方法
臭素	規格K0085に定める方法
窒素酸化物	規格K0104に定める方法
フェノール	規格K0086に定める方法
^{あつ} 弗素、 ^{あつ} 弗化水素及び ^{あつ} 弗化珪素	規格K0105に定める方法
カドミウム及びその化合物	規格Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法
鉛及びその化合物	
マンガン及びその化合物	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

様式第12号の4を次のように改める。

様式第12号の4 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第23号

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則（平成10年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び第2号」を削り、「午後5時25分」を「午後5時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第24号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2（表）中 「福 福祉医療費受給券（乳幼児）」を「福 福祉医療費受給券（乳幼児）」に改める。
平成28年4月改正

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第2号の2の規定による受給券は、当該受給券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第25号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新）									
受診者	受給者番号								
	ふりがな 氏 名							生 年 月 日	
	個人番号							年 月 日（ 歳）	
	住 所 （居住地）	〒						連 絡 先 （電話）	
	加 入 医療保険	ふりがな 被保険者氏名						受 診 者 との続柄	
		保 険 種 別	健保協会 健保組合 国保 共済 国保組合 その他（ ）						
		保 険 者 名 称					記号・番号		
	病 名 （主疾病）			病 名 （副疾病 1）			病 名 （副疾病 2）		
申請者 （保護者）	ふりがな 氏 名							受診者との 関 係	
	個人番号								
	住 所	〒						連 絡 先 （電話）	
受診を希望する指定医療機関等	医 療 機 関 等 名				所 在 地				
自己負担上限額の特例	☐	人工呼吸器等装着				☐	重症患者認定		
	☐	高額かつ長期				☐	世帯内按分特例		
申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無						有 （氏名・受給者番号 ） ・ 無			
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（診断年月日等） 【新規のみ記入】		年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 ☐ 医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他 []					
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。								申 請 受 付	
年 月 日								年 月 日	
申請者 住所 氏名 （宛先） 大津市長								受給者との続柄（ ）	

注 1 標題の申請のうち、新規・更新のいずれか該当する事項に○をしてください。

2 受給者番号は、更新の場合のみ記入してください。

3 病名欄は、申請する病名が複数ある場合は全て記載してください。

4 自己負担上限額の特例欄の記載は、裏面の注意事項を参照の上、該当するものの□にレ印を記入してください。

5 支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日まで遡ることができます。ただし、申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請を行うことができなかった場合は最大で3か月前）の同じ日までを限度とします。

「○指定医療機関に関する事項

受診を希望する指定医療機関等

受診を希望する 指定医療機関等	医 療 機 関 等 名	所 在 地

様式第1号（裏）中 【申請者（保護者）の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】 を

送付先住所	〒
氏 名	本人との関係（ ） 電話（ ）

「【申請者（保護者）の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏 名	本人との関係（ ） 電話（ ）

に改める。

様式第3号中 「 生 年 月 日 年 月 日 性 別 男・女 を

「 生 年 月 日 年 月 日 に改める。

様式第5号（表）中 「 生 年 月 日 性 別 を

「 生 年 月 日 に、

被保険者証
記号・番号

を

記号・番号

に、

指定医療機関

を

等	

」

「

指定医療機関等	
---------	--

に改め、同様式

」

（裏）を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給者証は、標記の疾病について小児慢性特定疾病医療費を受けるとき、医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業者)に毎回提示してください。1か月の間に複数の医療機関を利用された場合にも、この証に記載された金額を限度とする負担額で保険診療が受けられます。
この証とともに自己負担上限額管理票を併せて医療機関に提示してください。
- 2 対象となる医療は、この受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3 氏名、居住地、加入している医療保険に変更があったときは、15日以内に、大津市長にその旨を届け出てください。
- 4 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この受給者証を速やかに大津市長に返還してください。
- 5 この受給者証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、大津市長にその旨を届け出てください。
- 6 この受給者証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続を行ってください。
- 7 その他小児慢性特定疾病の医療の受給に関してのお問合せは、下記に連絡してください。

連絡先 大津市こども未来部
こども総合支援局母子保健課 (明日都浜大津内)
電 話 077-511-9182

指定小児慢性特定疾病医療機関に対するお願い

小児慢性特定疾病の対象療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定小児慢性特定疾病医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

小児慢性特定疾病
医療受給者証

大 津 市

様式第6号中

性別	生 年 月 日
	年 月 日

を

生 年 月 日
年 月 日（ 歳）

に、「被

保険者証」を「加入医療保険」に改め、

「

保 健 所 記 入 欄	
-------------	--

注1 変更事項欄は、該当する変更事項の□にレ印を記載してください。

- 2 自己負担上限額（所得区分及び自己負担上限額の特例）及び指定医療機関の変更については、支給認定の変更を伴うため、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書を提出してください。

」

「

注1 変更事項欄は、該当する変更事項の□にレ印を記入してください。

- 2 自己負担上限額（所得区分及び自己負担上限額の特例）及び指定医療機関の変更については、支給認定の変更を伴うため、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書を提出してください。

」

様式第7号（表）中

ふ り が な 氏 名		性別	
----------------	--	----	--

を

」

「

ふ り が な 氏 名	
----------------	--

に改める。

」

様式第11号中

性別	生 年 月 日
	年 月 日
連絡先 （電話）	

を

生 年 月 日	
年 月 日（ 歳）	
連絡先 （電話）	

に、

」

「

保護者（申請者）	ふりがな 氏 名		受診者との続柄
	住 所	〒	

を

」

「

保護者（申請者）	ふりがな 氏 名		受診者との続柄
	個人番号		
	住 所	〒	

に改める。

様式第12号（表）を次のように改める。

」

様式第12号（第10条関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書												
受診者	受給者番号											
	ふりがな 氏 名		生 年 月 日									
			年 月 日（ 歳）									
	個人番号											
	住 所 (居住地)		〒						連 絡 先 (電話)			
	加 入 医療保険		ふりがな 被保険者氏名							受 診 者 との続柄		
			保 険 種 別		健保協会 健保組合 国保 共済 国保組合 その他（ ）							
			保 険 者 名 称							記号・番号		
病 名 (主疾病)					病 名 (副疾病 1)					病 名 (副疾病 2)		
申請者 (保護者)	ふりがな 氏 名									受診者との 関 係		
	個人番号											
	住 所		〒						連 絡 先 (電話)			
変更事項	事 項		変更前					変更後				
	☐	病 名										
	☐	受診を希望 する指定医 療機関等	医療機関等の名称及び所在地					医療機関等の名称及び所在地				
	☐	自己負担上 限額の特例	☐	人工呼吸器等装着				☐	人工呼吸器等装着			
			☐	重症患者認定				☐	重症患者認定			
			☐	高額かつ長期				☐	高額かつ長期			
			☐	世帯内按分特例				☐	世帯内按分特例			
	申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無							有（氏名・受給者番号 ）・ 無				
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（診断年月日等） 【病名の追加・変更を行う場合のみ記入】		年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 ☐ 医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他 〔 〕								
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (宛先) 大津市長										申 請 受 付 年 月 日		
受給者との続柄（ ）												

注1 病名欄は、申請する病名が複数ある場合は全て記載してください。

注2 変更事項欄の該当するものの□にレ印を記入してください。

注3 自己負担上限額の特例欄の記載は、裏面の注意事項を参照の上、該当するものの□にレ印を記入してください。

注4 支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日まで遡ることができます。ただし、申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請を行うことができなかった場合は最大で3か月前）の同じ日までを限度とします。

「 ○指定医療機関に関する事項

受診を希望する指定医療機関等

受診を希望する 指定医療機関等	医 療 機 関 等 名	所 在 地

様式第13号（裏） 中

【申請者（保護者）の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏 名	本人との関係（ ） 電話（ ）

」

「 【申請者（保護者）の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏 名	本人との関係（ ） 電話（ ）

に改める。

」

様式第18号中「被保険者証」を「医療保険各法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第1号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第11号、様式第12号及び様式第18号により調製した申請書等は、この規則の施行後においても、これらを取り繕って使用することができる。

大津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第26号

大津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大津市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号アの表屋上広告物（建築物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）の項中「）を遮蔽」を「」（対岸重要眺望点にあつては、当該眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線）を遮蔽」に、「水面を」を「水面（同計画で定める対岸眺望景観保全地域に該当する地域にあつては、対岸重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線）を」に改め、同号イの表屋上広告物の項中「大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面」の次に「（対岸重要眺望点にあつては、当該眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線）」を、「同計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後

の山並みの稜線又は琵琶湖の水面」の次に「（同計画で定める対岸眺望景観保全地域に該当する地域にあっては、対岸重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2第2項ア及びイの規定は、この規則の施行の日以後に行う大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）第10条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）に係る許可について適用し、同日前に行われた申請の許可については、なお従前の例による。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第27号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条の2を次のように改める。

（中間検査申請書に添付する書類）

第7条の2 規則第4条の8第1項第4号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物で、令第46条第4項の適用を受けるものに係る中間検査の申請をする場合にあっては、次に掲げる書類（当該建築物に係る規則第1条の3第1項（規則第3条の3第1項及び第8条の2の2において準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）

ア 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

イ 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書

ウ 令第46条第4項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った計算の結果及びその算出方法を記載した書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第28号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第12条第6項又は第13条第7項」を「第11条第6項又は第12条第7項」に、「第1条第1項又は第2条第1項」を「第3条第1項又は第4条第1項」に、「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「第25条第1項若しくは第35条第8項」を「第18条第1項若しくは第30条第8項」に、「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第6条各号」を「第8条各号」に、「第7条第5項」を「第9条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第29号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」及び「非住宅部分に係る部分のうち、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が省令第5条の軽微な変更に応じしていると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書（様式第2号）に同項の副本及びその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

第3条の見出しを「（法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る報告）」に改め、同条中「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書（様式第2号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（様式第3号）」に改める。

第4条の見出し中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為」に改め、同条中「第12条第3項又は第13条第4項」を「第11条第3項又は第12条第4項」に、「係る特定建築行為」を「係る要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為」に、「特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書（様式第3号）」を「要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書（様式第4号）」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る基準適合命令等）

第5条 法第13条第1項の規定による命令は、基準適合命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による要請は、基準適合要請書（様式第6号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知の取下げ）

第6条 法第11条第1項若しくは第2項の規定による提出又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による通知をした者は、当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出し中「建築物エネルギー消費性能向上計画等」を「建築物エネルギー消費性能向上計画」に改め、同条中「第23条第1項及び第30条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「第35条第3項」を「第30条第3項」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「又は第41条第2項」を削り、「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第37条」を「第32条」に、「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「第39条」を「第34条」に、「様式第11号」を「様式第12号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「様式第12号」を「様式第13号」に、「第27条」を「第26条」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が省令第25条の軽微な変更に応じしていると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書（様式第14号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

第15条中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「様式第14号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「第13条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

（改善命令）

第15条 法第33条の規定による命令は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る改善命令書（様式第17号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の取下げ）

第16条 法第29条第1項又は省令第26条の規定による申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請取下届（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

第17条を次のように改める。

（認定建築主の変更）

第17条 認定建築主が、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物又は住戸を譲受人に譲り渡したときは、当該認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、名義変更届（様式第19号）に当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定書を添えて行うものとする。

第18条及び第19条を削る。

様式第1号中「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第16号及び様式第17号を削る。

様式第15号中「第17条の」を「第17条第1項の」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第14号中「第16条関係」を「第14条関係」に、「第16条第1項」を「第14条第1項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式注第3項中「第35条第4項」を「第30条第4項」に改め、同様式を様式第16号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第17号（第15条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能
の一層の向上のための建築物の新築等に係る改善命令書第 号
年 月 日

様

大津市長



下記のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等については認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従っていないと認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定に基づき、下記のとおりその改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

認 定 番 号 第 号
認定年月日 年 月 日(※) 確 認 番 号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る住宅又は建築物の位置
- 4 改善が必要な項目
- 5 改善の期限 年 月 日まで
- 6 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 （※）は、法第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第18号(第16条関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請取下届

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請について、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、申請の取下げを届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請受付番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の申請受付年月日 年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号中「第15条関係」を「第13条関係」に、「第15条の」を「第13条の」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「第14条関係」を「第12条関係」に、「第29条」を「第28条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第26条」を「第25条」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第13号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第14号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 4 認定に係る建築物の位置

注 この証は、大切に保存しておいてください。

様式第11号中「第13条関係」を「第11条関係」に、「第39条」を「第34条」に改め、同様式注中「第35条第4項」を「第30条第4項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「第12条関係」を「第10条関係」に、「第37条」を「第32条」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「第11条関係」を「第9条関係」に、「第35条第1項」「第36条第2項において準用する同法第35条第1項」「第41条第2項」

第30条第1項に改め、同様式を様式第10号とする。
第31条第2項において準用する同法第30条第1項」

様式第8号中「第10条関係」を「第8条関係」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注第1項中「別記様式第33第5面又は別記様式第37第3面」を「別記様式第27第4面」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第4号から様式第6号までを削る。

様式第3号中「特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」を「要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」に、「第12条第3項又は第13条第4項」を「第11条第3項又は第12条第4項」に、「係る特定建築行為」を「係る要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為」に、「特定建築物」を「建築物」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第5号（第5条関係）

基準適合命令書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、下記理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、同法第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり是正のために必要な措置をとるよう命じます。

記

- | | | |
|----------------|---|-----|
| 1 適合判定通知書番号 | 第 | 号 |
| 2 適合判定通知書交付年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 建築場所 | | |
| 4 建築物の概要 | | |
| 5 是正が必要な項目 | | |
| 6 是正の期限 | 年 | 月 日 |
| 7 理由 | | |

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号 (第5条関係)

基準適合要請書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、下記理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、同法第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり是正のために必要な措置をとるよう要請します。

記

- | | |
|----------------|-------|
| 1 適合判定通知書番号 | 第 号 |
| 2 適合判定通知書交付年月日 | 年 月 日 |
| 3 建築場所 | |
| 4 建築物の概要 | |
| 5 是正が必要な項目 | |
| 6 是正の期限 | 年 月 日 |
| 7 理由 | |

様式第7号(第6条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画(提出・通知)取下届

年 月 日

(宛先)
大津市長

提出者又は通知者の住所又は
主たる事務所の所在地

提出者又は通知者の氏名又は名称

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画の(提出・通知)について、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条の規定により、(提出・通知)の取下げを届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知受付番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知受付年月日 年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 理由

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号中「特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書」に、「特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項」を「同法第15条第1項」に、「特定建築物の位置」を「建築物の位置」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注 この証は、大切に保存しておいてください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する講ずべき措置に係る改正前の大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に規定する事務については、なお従前の例による。

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第30号

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第7条中「様式第7号」を「様式第12号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

- 2 市長は、認定建築主から前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すものとする。

第6条を削る。

第5条第1項中「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（改善命令）

第9条 法第57条の規定による命令は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る改善命令書（様式第10号）によるものとする。

（認定建築主の変更）

第10条 認定建築主が、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物又は住戸を譲受人に譲り渡したときは、当該認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、名義変更届（様式第11号）に当該認定低炭素建築物新築等計画に係る認定書を添えて行うものとする。

第4条の2中「軽微変更該当証明申請書（様式第3号の2）」を「低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書（様式第6号）」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が省令第44条の軽微な変更該当していると認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書（様式第7号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。
- 第4条中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（認定しない旨の通知）

第4条 市長は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第3号）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消し通知書（様式第4号）により行うものとする。

様式第1号注に次の1項を加える。

- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

低炭素建築物新築等計画通知書

第 号
年 月 日(宛先)
建築主事

大津市長



下記の者から、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の申出があったので、同法第54条第3項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

【計画の概要】

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の名称
- 6 設計者
- 7 設計者住所
- 8 設計者連絡先

手数料欄					
受 付 欄		消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

様式第7号中「第7条関係」を「第11条関係」に、「第7条の」を「第11条第1項の」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第6号を削る。

様式第5号中「第5条関係」を「第8条関係」に、「第5条第2項」を「第8条第2項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第10号（第9条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る改善命令書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の低炭素建築物の新築等については低炭素建築物新築等計画に従って行っていないと認められますので、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、下記のとおりその改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

認 定 番 号 第 号
認定年月日 年 月 日(※) 確 認 番 号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る住宅又は建築物の位置
- 4 改善が必要な項目
- 5 改善の期限 年 月 日まで

6 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 （※）は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第11号 (第10条関係)

名義変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

認定建築主

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名

変更後	フリガナ	
	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
変更前	フリガナ	
	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	

5 理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		決 裁 欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第1面）中「第5条関係」を「第8条関係」に、「第5条第1項」を「第8条第1項」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第3号の2を削る。

様式第3号中「第4条関係」を「第6条関係」に、「第4条の」を「第6条の」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式を様式第5号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

申請者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

手数料欄				
受 付 欄		軽微変更該当証明書番号欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		
係員氏名		係員氏名		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第7条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 4 認定に係る建築物の位置

注 この証は、大切に保存しておいてください。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号 (第4条関係)

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律 { 第54条第1項
第55条第2項において準用す
る第54条第1項 } の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の氏名又は名称
- 3 申請者の住所
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

認定取消し通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

認 定 番 号 第 号
認定年月日 年 月 日(※) 確 認 番 号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る住宅又は建築物の位置
- 4 認定に係る住宅又は建築物の構造
- 5 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 （※）は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第31号

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号までの規定中「係員印」を「係員氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第32号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

市営住宅入居決定通知書

年 月 日 を

様

大津市長 

」

「

第 号
年 月 日

様

大津市長  に

市営住宅入居決定通知書

」

改める。

様式第5号中

「

市営住宅入居補欠決定通知書

年 月 日 を

様

大津市長 

」

「

第 号
年 月 日

様

に

大津市長

印

市営住宅入居補欠決定通知書

」

改める。
様式第9号中
「

市営住宅入居決定取消通知書

年 月 日 を

様

大津市長

印

」

第 年 月 日

様

大津市長

印

に

市営住宅入居決定取消通知書

改める。
様式第12号の3中「①―②÷12」を「(①－②) ÷12」に改める。
様式第12号の4中
「

年 月 日 を

様

」

第 年 月 日

に

様

(団地 棟 号室)

」

改める。
様式第13号中「①―②÷12」を「(①－②) ÷12」に改める。
様式第14号中
「

年 月 日 を

様

」

第 年 月 日

に

様

(団地 棟 号室)

」

改める。

「
(住宅政策課使用欄)

様式第15号中

番号確認	身元確認

を削り、「所得金額」を「所得金額等」に、

「

給与年金	一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親

を

(注) 別紙の案内を熟読の上、記入・提出してください。

「

(注) 別紙の案内を熟読の上、記入・提出してください。

(大津市使用欄)

給与年金	一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親

に

改める。

様式第16号中

「

収入認定及び家賃決定通知書

年 月 日 を

様

大津市長

印

」

「

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

に、

収入認定及び家賃決定通知書

」

「

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	障 害 者 控 除	円
	円	特 別 障 害 者 控 除	円
	円	寡 婦 控 除	円
	円	ひ と り 親 控 除	円
所得金額合計 (A)	円	控 除 額 合 計 (B)	円

を

「

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円

	円	老人・老人配偶者控除	円	に
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円	
	円	障害者控除	円	
	円	特別障害者控除	円	
	円	寡婦控除	円	
	円	ひとり親控除	円	
所得金額合計（A）	円	控除額合計（B）	円	

改める。

様式第17号中

「

収入認定及び家賃決定通知書
(改良住宅用)

を

年 月 日

様

大津市長



」

「

年 月 日

様

大津市長



に、

収入認定及び家賃決定通知書
(改良住宅用)

」

「

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給与年金控除	円
	円	同居・扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦控除	円
	円	ひとり親控除	円
所得金額合計（A）	円	控除額合計（B）	円

を

「

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給与年金控除	円

	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円	に、
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円	
	円	16歳以上23歳未満の者に係 る 扶 養 控 除	円	
	円	障 害 者 控 除	円	
	円	特 別 障 害 者 控 除	円	
	円	寡 婦 控 除	円	
	円	ひ と り 親 控 除	円	
所 得 金 額 合 計 (A)	円	控 除 額 合 計 (B)	円	

「 (有 ・ 無) 」を「 (有 ・ 無) 」に改める。

様式第23号中

「

市営住宅家賃減免決定通知書

年 月 日 を

様

大津市長

印

」

「

年 月 日

様

(団地 棟 号室)

大津市長

印

に

市営住宅家賃減免決定通知書

」

改める。

様式第34号中

「

高額所得者認定通知書

年 月 日 を

様

大津市長

印

」

「

年 月 日

様

(団地 棟 号室)

大津市長

印

に

高額所得者認定通知書

」

改める。

様式第44号中

「

市営住宅駐車場使用許可証

年 月 日 を

様

大津市長 印

「第 号

年 月 日

様

大津市長 印 に

市営住宅駐車場使用許可証

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示**大津市告示第104号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 契約を締結した者の氏名及び住所

新井 英植 京都市西京区御陵大枝山町六丁目29番地の9

2 契約の期間の始期

令和7年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

大津市告示第105号

平成28年告示第68号（河川の水質に係る環境上の基準について）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第1号の表中「日本産業規格K0102（以下この表において「規格」という。）12.1に掲げる」を「日本産業規格（以下この表において「規格」という。）K0102－1の12に定める」に、「規格21に掲げる」を「規格K0102－1の18に定める」に、「付表9」を「付表8」に、「規格32に掲げる」を「規格K0102－1Kの21.2、21.3、21.4及び21.5に定める」に、「環境庁告示付表10に掲げる方法」を「規格K0102－5の5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは0℃から5℃まで（凍結させない。）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験するものとする。）」に、「規格45.2、45.4又は45.6に掲げる」を「規格K0102－2の17.3、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める」に、「規格46.3.1又は46.3.4に掲げる」を「規格K0102－2の18.4（18.4.1.4のbを除く。）に定める」に改め、同表備考第1項及び第2項中「規準値」を「基準値」に改め、同備考第5項中「地点」を「測定点」に改め、同備考に次の1項を加える。

6 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU／100ml以下とする。

大津市告示第106号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

大津市告示第107号

平成21年告示第26号（大津市屋外広告物条例第5条に規定する市長が指定する区域等について）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2項中「する景観区」を「する景観エリア」に、「集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区」を「集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア」に改める。

大津市告示第108号

都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の6第2項の規定により、令和5年告示第92号（都市公園法による公募設置等計画の認定について）に係る公募対象公園施設を設置する区域を次のように変更したので、同条第3項において準用する法第5条の5第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 変更の認定をした日 令和7年3月3日
 - 2 変更の認定の有効期間 法第5条第1項の許可の日から20年間
 - 3 変更した公募対象公園施設を設置する区域 別図のとおり
- （「別図のとおり」は省略し、大津市役所都市計画部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。）